

## 航空機騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定について

平成25年1月23日

水・大気環境課

## 背景

航空機騒音に係る環境基準は環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づき騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい基準として定められ、環境基準の類型をあてはめる地域（以下「指定地域」という。）の指定については都道府県知事が指定することとされている。

今般、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号）の一部改正により、環境基準の測定方法及び基準値等が変更となり、平成25年4月1日より施行されることから、現在の指定地域の見直し及び新たな指定地域の指定に係る検討が必要となった。

<一部改正の内容>

- ① 環境基準の測定方法及び基準値が変更となったこと
- ② 1日の平均離着陸回数が10回以下の飛行場についても新たに適用対象となったこと

## 【環境基準一部改正内容】

騒音測定機器の技術的な進歩や国際的な動向を踏まえ、平成19年6月27日付けで中央環境審議会答申「航空機騒音に係る環境基準の改正について」（中環審第409号）がなされたことを受け、以下の内容が見直された。

		現行基準 (昭和48年 告示)	新基準 (平成25年4月1日～)
(1) 評価指標 (測定方法)		WECPNL ※1	Lden ※2
		S63.7月「航空機騒音 監視測定マニュアル」 (環境庁)	H21.7月「航空機騒音 測定・評価マニュアル」 (環境省)
(2) 基準値 地域の類型 ※3	I	70以下	57デシベル以下
	II	75以下	62デシベル以下
(3) 対象飛行場 ※4 1日の平均離着陸回数		10回を超えるもの	制限無し

※1 加重等価平均感覚騒音レベル

(Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略)

※2 時間帯補正等価騒音レベル (Day-Evening-Night Sound Levelの略)

※3 地域の類型 I : 「専ら住居に供される地域」

地域の類型 II : 「I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域」

※4 警察、消防及び自衛隊専用の飛行場を除く

## 【指定地域の現状】

### (1) 福島空港について

本県では、福島空港の開設時に、平成6年7月19日付けで航空機騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定を行い、福島空港周辺の3市町村に次のとおり指定している。

地域の類型	Ⅱ (WECPNL)
指定地域	須賀川市、石川町及び玉川村のうち別図の実線で囲まれた地域。 ただし、福島空港の敷地、福島空港公園の区域及び河川法(昭和39年法律第167号)第6第1項に規定する河川区域を除く。

### (2) 福島空港以外の飛行場について

環境基準適用対象となる飛行場は無い。

## 【見直しの方向性】

「福島空港」及び新たに環境基準適用対象となる「福島空港以外の飛行場」について、次のとおり見直し等を行うこととしたい。

### (1) 福島空港について

土地利用状況に変更は無く、過去3年間において航空機騒音に係る苦情は生じていないこと、さらに、新たな基準値は、現行の基準値に相当する値として告示されたものであり、現行において基準値が達成されていること等から、指定地域の範囲を現行のとおりとし、改正案を下表のとおりとする。

表 福島空港に係る環境基準改正案

地域の類型	Ⅱ (Lden)
指定地域	須賀川市、石川町及び玉川村のうち別図の実線で囲まれた地域。 ただし、福島空港の敷地、福島空港公園の区域及び河川法(昭和39年法律第167号)第6第1項に規定する河川区域を除く。

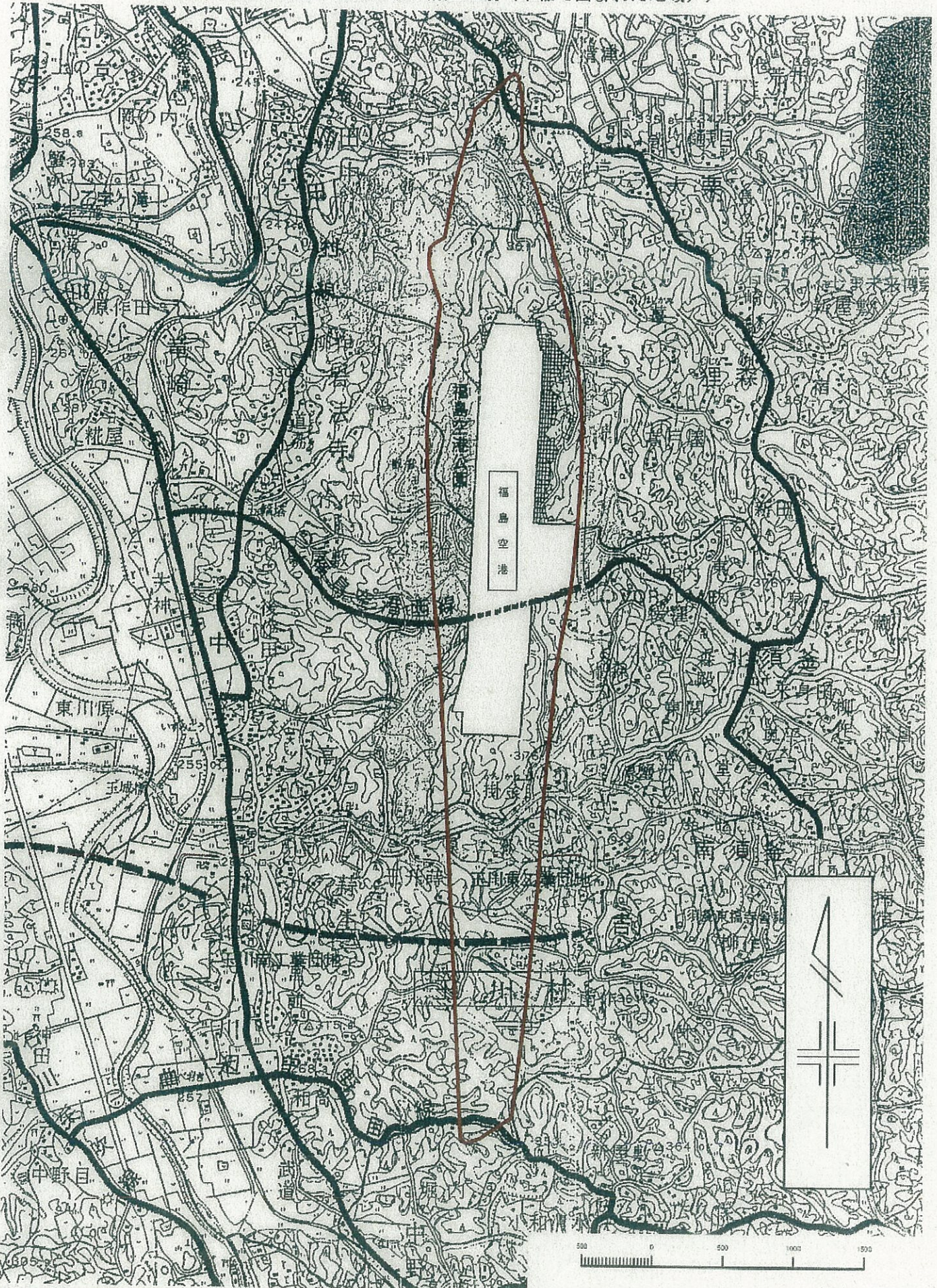
### (2) 福島空港以外の飛行場について

航空機騒音に係る苦情が過去3年間発生が無いこと、また、市町村より指定についての要望が無いことから、新たな地域指定は行わない。

福島空港の航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定図

別図

(現在の指定地域及び見直し後の指定地域(朱線で囲まれた地域))



S=1 : 25,000

(注) 航空機騒音に係る環境基準のⅡ類型を当てはめた指定地域の範囲は、上図の朱線で囲まれた地域である。ただし、福島空港の敷地、福島空港公園の区域及び河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域を除く。